

法人税法の一部を改正する法律案要綱

第一 使途不明金の課税

- 1 法人に対しては、各事業年度の所得に対する法人税等のほか、各事業年度の使途不明金について、使途不明金に対する法人税を課すること。ただし、事業年度終了の日において資本の金額が一億円未満である法人で当該事業年度の売上高が五十億円未満であるもの等については、この限りでない。（第十条の二関係）
- 2 使途不明金とは、法人が交付したと認められる金銭その他の資産（公益法人等又は人格のない社団等にあつては、収益事業に関して交付したと認められるものに限る。）で、第三の二の文書によつてもその交付の相手方が明らかにならず、又はその提出期限までに文書が提出されなかった場合に係るものをいうこと。（第二条第四十二号の二関係）

第二 使途不明金に対する法人税の課税標準及び税率

使途不明金に対する法人税の額は、法人の各事業年度の使途不明金の額の合計額から千万円を控除した残額に百分の百の税率を乗じて計算した金額とすること。（第百四十七条の二関係）

第三 使途不明金に係る開示要求

- 1 税務署長は、法人が交付したと認められる金銭その他の資産でその交付の相手方が明らかでないものについて、当該法人に対し、文書をもって、相手方の氏名、その額等を明らかにするよう求めることができること。ただし、交付に係る事業年度の所得に対する法人税の確定申告書等の提出期限から七年を経過した日以後は、することができない。（第百四十七条の三第一項関係）
- 2 1の開示要求を受けた法人は、一月以内に、交付の相手方の氏名等を明らかにした文書を税務署長に提出しなければならないこと。（第百四十七条の三第二項関係）

第四 使途不明金に関する公示

税務署長は、使途不明金に対する法人税を課した法人について、その法人の名称、使途不明金の額の合計額その他の事項を公示しなければならないこと。（第百五十二条の二関係）

第五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。（附則第一条第一項関係）
- 2 改正後の法人税法第十条の二及び第三編の二の規定は、法人が施行日以後に開始する事業年度に交付

したと認められる金銭その他の資産について適用すること。（附則第一条第二項関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこと。